

現（～2021年6月30日）

改（2021年7月1日～）

## 電話等サービス契約約款

目次（略）

第11章 料金等	34
第1節 料金及び工事に関する費用	34
第29条 料金及び工事に関する費用	34
第2節 料金等の支払義務	34
第30条 料金設定通話	34
第30条の2 基本料金の支払義務	34
第31条 通話に関する料金の支払義務	36
第32条 同上	37
第33条 <a href="#">列車公衆通話に関する料金の支払義務等</a>	37
第34条 料金設定通話以外の通話に関する料金の支払義務等	37

(略)

第1章（略）

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～23 (略)	(略)
24 <a href="#">列車公衆電話設備</a>	<a href="#">当社が列車内に設置する公衆電話の電話機等</a>
25～31 (略)	(略)
32 利用回線等	(1) 加入電話等設備、公衆電話設備、 <a href="#">列車公衆電話設備</a> 、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、PHS設備、他社直加入電話等設備、無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備、IP電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)
33～36 (略)	(略)

(略)

第2章（略）

第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等

(電話等サービスを利用するための電気通信設備等)

第5条 当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。

(注) 当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。

- (1) 加入電話等設備
- (2) 削除
- (3) 公衆電話設備
- (4) [列車公衆電話設備](#)
- (5) 固定端末系伝送路設備
- (6) 携帯電話設備
- (7) PHS設備

## 電話等サービス契約約款

目次（略）

第11章 料金等	34
第1節 料金及び工事に関する費用	34
第29条 料金及び工事に関する費用	34
第2節 料金等の支払義務	34
第30条 料金設定通話	34
第30条の2 基本料金の支払義務	34
第31条 通話に関する料金の支払義務	36
第32条 同上	37
第33条 <a href="#">削除</a>	
第34条 料金設定通話以外の通話に関する料金の支払義務等	37

(略)

第1章（略）

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～23 (略)	(略)
24 <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
25～31 (略)	(略)
32 利用回線等	(1) 加入電話等設備、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、PHS設備、他社直加入電話等設備、無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備、IP電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)
33～36 (略)	(略)

(略)

第2章（略）

第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等

(電話等サービスを利用するための電気通信設備等)

第5条 当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。

(注) 当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。

- (1) 加入電話等設備
- (2) 削除
- (3) 公衆電話設備
- (4) [削除](#)
- (5) 固定端末系伝送路設備
- (6) 携帯電話設備
- (7) PHS設備

電話等サービスサービス契約約款【現改比較表】2021年6月1日現在

現（～2021年6月30日）	改（2021年7月1日～）				
<p>(8) 他社直加入電話等設備 (9) 無線呼出し設備 (10) 陸上移動無線データ通信設備 (11) I P 電話設備</p> <p>(略)</p> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>第11章 (略)</p> <p><b>(通話に関する料金の支払義務)</b>  <b>第31条</b> 契約者、公衆電話設備から通話を行った者は、次の通話（<u>料金設定通話のうち料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する列車公衆通話を除きます。以下この条において同じとします。</u>）について、当社が測定した通話時間又は情報量と料金表第1表第2の規定とに基づいて算定した通話に関する料金（当社が別に定める付加機能に関する料金を含みます。以下同じとします。）の支払いを要します。  ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第1表第1（基本料金）又は同表第2に別段の定めがある場合は、その定めるところによります</p> <p>第32条 (略)</p> <p><b>(列車公衆通話に関する料金の支払義務等)</b>  <b>第33条</b> <u>料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する列車公衆通話の利用者は、次の通話について、当社が測定した通話時間と料金表第1表第2の規定とに基づいて算定した通話に関する料金の支払いを要します。</u></p> <table border="1" data-bbox="468 1050 1397 1180"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>支払いを要する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>列車公衆電話設備から行った通話</td> <td>その列車公衆電話設備から通話を行った者</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 当社は、前項のダイヤル通話の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、第31条（通話に関する料金の支払義務）第2項の規定に準じて取り扱います。</u>  <u>3 第1項に規定する通話に関する料金のうち、電話等利用契約者が支払いを要することとなるものについては、その加入電話等設備を設置している特定協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その料金を請求する特定協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</u>  <u>4 列車公衆電話設備から携帯電話設備への通話を行った者は、当社がその列車公衆通話に伴って行われた他社通話（携帯電話設備に係るものをいいます。）により生じた協定事業者（携帯電話設備を設置する協定事業者をいいます。）の債権を譲り受け、第1項の規定に基づき当社が算定した列車公衆通話に係る料金と合算して、その列車公衆電話設備から通話を行った者に請求することを承諾していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、その列車公衆通話の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</u>  <u>5 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を列車公衆通話に関する料金とみなして取り扱います。</u></p> <p>(略)</p> <p>第12～第15章 (略)</p> <p>別記  <b>1 電話等サービスの提供区間</b>  当社が提供する電話等サービスの提供区間は、次のとおりとします。</p>	区 別	支払いを要する者	列車公衆電話設備から行った通話	その列車公衆電話設備から通話を行った者	<p>(8) 他社直加入電話等設備 (9) 無線呼出し設備 (10) 陸上移動無線データ通信設備 (11) I P 電話設備</p> <p>(略)</p> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>第11章 (略)</p> <p><b>(通話に関する料金の支払義務)</b>  <b>第31条</b> 契約者、公衆電話設備から通話を行った者は、次の通話について、当社が測定した通話時間又は情報量と料金表第1表第2の規定とに基づいて算定した通話に関する料金（当社が別に定める付加機能に関する料金を含みます。以下同じとします。）の支払いを要します。  ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第1表第1（基本料金）又は同表第2に別段の定めがある場合は、その定めるところによります</p> <p>第32条 (中略)</p> <p><b>第33条 削除</b></p> <p>(略)</p> <p>第12～第15章 (略)</p> <p>別記  <b>1 電話等サービスの提供区間</b>  当社が提供する電話等サービスの提供区間は、次のとおりとします。</p>
区 別	支払いを要する者				
列車公衆電話設備から行った通話	その列車公衆電話設備から通話を行った者				

電話等サービスサービス契約約款【現改比較表】2021年6月1日現在

現（～2021年6月30日）	改（2021年7月1日～）
----------------	---------------

電話等サービスの種別	提供区間
一般電話等サービス	(1)～(3) (略) (4) <a href="#">列車公衆電話設備その他当社が必要により設置する電気通信設備と相互接続点との間</a> (5)～(6) (略)
(略)	(7)～(19) (略)
(略)	(20) (略)
契約者指定番号発信サービス	(1)～(4) (略) (4) <a href="#">列車公衆電話設備その他当社が必要により設置する電気通信設備と相互接続点との間</a> (5)～(6) (略)

  

電話等サービスの種別	提供区間
一般電話等サービス	(1)～(3) (略) (4) <a href="#">削除</a> (5)～(6) (略)
(略)	(7)～(19) (略)
(略)	(20) (略)
契約者指定番号発信サービス	(1)～(4) (略) (4) <a href="#">削除</a> (5)～(6) (略)

  

1の2～13 (略)	1の2～13 (略)
------------	------------

  

<p>料金表 通則 1～9 (略)</p> <p><a href="#">(列車公衆通話に関する料金の支払い)</a></p> <p>10 <a href="#">列車公衆電話設備から通話を行う者は、通話を行うつど、その通話に関する料金を支払っていただきます。この場合において、料金の支払いについては、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定めるテレホンカード(磁気カードに限ります。)若しくはそれに相当するものにより支払っていただきます。</a> <a href="#">(注) 10に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。</a></p>	<p>料金表 通則 1～9 (略)</p> <p>10 <a href="#">削除</a></p>
--	--

  

11～13の1 (略)	11～13の1 (略)
-------------	-------------

  

<p>13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定める内容とします。 (注) 当社が別に定める内容は、次のとおりとします。 (1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。 ア～イ (略) ウ <a href="#">列車公衆電話設備から行う通話に係る料金</a> エ～キ (略)</p> <p>(略)</p> <p>第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。) 第1 基本料金</p> <p>(略)</p> <p>第2 通話に関する料金 1 適用</p>	<p>13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定める内容とします。 (注) 当社が別に定める内容は、次のとおりとします。 (1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。 ア～イ (略) ウ <a href="#">削除</a> エ～キ (略)</p> <p>(略)</p> <p>第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。) 第1 基本料金</p> <p>(略)</p> <p>第2 通話に関する料金 1 適用</p>
---	--

  

区 分	内 容
-----	-----

電話等サービスサービス契約約款【現改比較表】2021年6月1日現在

現（～2021年6月30日） 改（2021年7月1日～）

(1) 料金設定通話  
 ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合、[列車公衆通話の場合](#)は、特定協定事業者の提供区間に限ります。）とを合わせて当社が設定します。  
 (ア) (略)  
 (イ) [列車公衆通話](#)  
 イ (略)

(1) 料金設定通話  
 ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。）とを合わせて当社が設定します。  
 (ア) (略)  
 (イ) [削除](#)  
 イ (略)

(2) (略)

(2) (略)

(3) 区域内通話、隣接区域内通話及び区域外通話の適用等

ア 国内通話には、次の種類があります。

種 類	内 容
1 (略)	(略)
2 <a href="#">列車公衆通話</a>	<a href="#">列車公衆電話設備からの通話</a>
3 (略)	(略)

(3) 区域内通話、隣接区域内通話及び区域外通話の適用等

ア 国内通話には、次の種類があります。

種 類	内 容
1 (略)	(略)
2 <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
3 (略)	(略)

(4)～(6) (略)

(4)～(6) (略)

(7) 国内通話における通話地域間距離の測定

通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。

ア (略)

イ (略)

区 分	通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画
(ア) (イ)以外の通話	(略)
(イ) <a href="#">列車公衆通話</a>	<a href="#">列車公衆電話設備が設置されている列車の位置について当社が指定する方形区画</a>

ウ (略)

(7) 国内通話における通話地域間距離の測定

通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。

ア (略)

イ (略)

区 分	通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画
(ア) (イ)以外の通話	(略)
(イ) <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>

ウ (略)

(8)～(12) (略)

(8)～(12) (略)

(13) [列車公衆通話の通話地域間距離測定のための起算点が同一となる場合の料金の適用](#)

[通話地域間距離測定のための起算点が同一となる列車公衆通話の料金については、通話地域間距離が160kmまでの料金を適用します。](#)

(13) [削除](#)

[削除](#)

(14) (略)

(14) (略)

(略)

(略)

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

電話等サービスサービス契約約款【現改比較表】2021年6月1日現在

現（～2021年6月30日）	改（2021年7月1日～）
----------------	---------------

2-1-1 (略)

2-1-2 列車公衆通話に係るもの

(1) 東北本線（新幹線）、東北新幹線、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、北陸新幹線及び北海道新幹線からの通話であって、(3)以外のもの

料 金 種 別	料 金 額			
	ダイヤル通話			
列車公衆通話料	次の分数又は秒数までごとに10円			
通話地域間距離	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
160kmまで	6.5秒	11.5秒	11.5秒	12.5秒
160kmを超えるもの	4.5秒	8秒	8秒	8.5秒
備考 この料金表に規定する料金は、列車公衆電話設備と加入電話等設備との間の通話に適用します。				

(2) 東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線からの通話であって、(3)以外のもの

料 金 種 別	料 金 額			
	ダイヤル通話			
列車公衆通話料	次の分数又は秒数までごとに10円			
通話地域間距離	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
160kmまで	6.5秒	12.5秒	12.5秒	12.5秒
160kmを超えるもの	4.5秒	8.5秒	8.5秒	8.5秒
備考 この料金表に規定する料金は、列車公衆電話設備と加入電話等設備との間の通話に適用します。				

(3) 列車公衆電話設備からの通話であって、当社が別に定める携帯電話設備に係る協定事業者に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料 金 種 別	料 金 額
列車公衆通話料	その通話に伴う協定事業者の他社通話を合わせて通話地域間距離を160km までとみなした場合に(1)又は(2)の規定により算定した料金額から、協定事業者が提供する電話サービスの契約約款等の規定により算定したその他社通話の料金額を控除した額
備考 この表に規定する料金は、列車公衆電話設備と当社が別に定める携帯電話設備に係る協定事業者に係る相互接続点との間の通話に適用します。	

(注) 当社が別に定める携帯電話設備に係る協定事業者は、別記10の2に定める株式会社NTTドコモとします。

2-1-1 (略)

2-1-2 削除

電話等サービスサービス契約約款【現改比較表】2021年6月1日現在	
現（～2021年6月30日）	改（2021年7月1日～）
2-1-3（以降略）	<p>2-1-3（以降略）</p> <p><u>附 則（令和3年5月25日AP S 1サ第00787708号）</u>  <u>（実施期日）</u>  1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。  <u>（経過措置）</u>  2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。  3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおりとします。</p>

電話等サービスサービス契約約款【現改比較表】2021年6月1日現在

現（～2021年6月30日）

改（2021年7月1日～）